

平成22年度 第1回 荒川区清掃審議会会議録（要旨）

日 時 平成22年7月2日（金） 午後3時～5時

場 所 荒川区役所 3階 特別会議室

出席者

【学識経験者】 小豆畑孝（会長）、崎田裕子（副会長）

【委員】 北城貞治、鳥飼秀夫、保坂正仁、横山幸次、瀬野喜代、阿久津敬子、
大久保信隆、小林正幸、栃木弘、志賀信忠、安田正義、湯田啓一、三嶋重信

【事務局】 岡本環境清掃部長、松土環境課長、山本荒川清掃事務所長、平野清掃リサイクル課長

配付資料（1） 荒川区清掃審議会委員名簿

（2） 諮問文

（3） 資料 1 23区のごみと資源の流れ

（4） 資料 2 平成22年度 荒川区のごみの流れ

（5） 資料 3 資源回収（びん・缶・古紙・ペットボトル・白色トレイ）の流れについて

（6） 資料 4 清掃・リサイクル事業の状況の変化

（7） 資料 5 荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置づけについて

（8） 資料 6 荒川区一般廃棄物処理基本計画（平成19年6月改定）の目次

（9） 資料 7 現計画における目標値の達成状況の点検・評価

（10） 資料 8 組成調査の重量比較（19年度と21年度）

（11） 資料 9 荒川区一般廃棄物処理基本計画 事業進捗状況

（12） 資料 10 荒川区・多摩地区（市）ごみ量等比較

（13） 資料 11 荒川区・他（市）自治体ごみ量等比較

（14） 前回議事録（要旨）

開 会

(1) 区長挨拶

(2) 副会長選任・挨拶

(3) 委員の委嘱（3名）

(4) 委員自己紹介

(5) 諮問の手続き

(6) 荒川区の清掃事業を取り巻く状況説明

(会 長) 次に、荒川区の清掃事業を取り巻く状況について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 説明に入ります前に資料のご確認をさせていただきます。

(資料の確認)

足りない部分等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、内容の説明のほうに移らせていただきます。

資料1、23区のごみと資源の流れでございます。3Rの実践、ごみの収集運搬、ごみの中間処理、ごみの最終処分の流れをあらわしております。2のごみの収集運搬ですが、清掃工場に運ぶまでは各区が行っております。3のごみの中間処理についてはこちらは東京二十三区清掃一部事務組合が行ってます。清掃工場で可燃ごみを焼却すると灰になります。それを灰溶融施設というのがございまして、焼却によってできた灰を1200度以上の高温で溶融をして、急激に冷ましていく、そうしますと、その隣のスラグというものができあがります。こちらは、灰を2分の1に減容し、最終的には40分の1まで減容をして埋め立てをしております。スラグにつきましては有効利用しています。また、その上にメタルとありますが、こちらは、灰溶融施設の下に金属がたまります。この金属は、資源として売っている状況です。最終処分につきましては東京都に委託を行っております。現在、こうした形でスラグになって有効利用するものと、あとは灰のまま最終処分場に行っているものと2つに分かれている状況でございます。そして不燃ごみと粗大ごみですが、それぞれ青い矢印の中で中央防波堤の最終処分場に運ばれている状況です。資源については23区の一般的な流れということで資源の回収と書いてございます。

続きまして資料2、荒川区の状況でございます。荒川区に清掃工場がございませんので、墨田、北、足立工場の3工場で焼却処分、中間処理を行っております。不燃ごみについては北区堀船に清掃作業所があり、船舶で不燃ごみ処理センターまで運搬しております。

続きまして、資料3、荒川区の資源回収の流れについてご説明をさせていただきます。びん、缶、古紙、ペットボトル、白色トレイの収集について、区が主体となった行政回収、町会や自治体が主体となって行っている集団回収とに分かれております。下の参考の①をご覧ください。この町会による集団回収の特徴として、実施町会内での資源の行政回収を停止しております。現在、119町会中118町会と区内ほぼ全域で普及しております。また、町会による集団回収が広がる以前から集団回収を行っている団体等もございます。こうした団体がリサイクル推進団体として区に登録をしています。それぞれの回収品目、回収日は表記のとおりとなっております。続きまして、上の流れの図にお戻りください。まず、びんの回収は行政回収、集団回収とございます。そして中間処理は民間の再生資源事業者に流れていきます。びんにつきましては、リユースの部分もございます。それからガラス工場、そして再生品といった流れになってございます。続きまして缶ですが、こちらも行政回収、集団回収、2つの方式で回収し民間の再生事業者へ、その後は製鉄工場、そして再生品となります。缶と言いましても、アルミ缶とスチール缶がありますので、アルミ缶はアルミ缶やアルミサッシなど、スチール缶はスチール缶などへと変わっていきます。続きまして古紙、こちらは段ボール、新聞、雑誌という形で総称して古紙となっています。行政回収、集団回収で回収し、こちらも再生資源業者、古紙の間屋などに持ち運ばれ、製紙工場を経て、再生品となっていきます。ペットボトル、白色トレイにつきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料4、荒川区における清掃リサイクル事業の状況の変化です。まず、19年度に、一廃計画が改定され、ペットボトル、白色トレイの集団回収が開始されました。20年度、118町会で集団回収が実施され、サーマルリサイクルを開始し、尾竹橋作業所の中継作業を廃止しました。こちらは、不燃ごみがサーマルリサイクルによって減り、23区で効率的な収集運搬を協議した結果、荒川区の作業所が廃止となりました。続きまして、リサイクルセンターの廃止ということで、こちらは古いリサイクルセンターで、平成9年にリサイクル施策の実施拠点としていましたが、余り有効利用ができないような状況であり、廃止しております。廃棄物処理手数料の改定、こちらは、収集運搬が16円、処理処分が12円50銭でしたが、各2円ずつ引き上げをし、合計4円引き上げということで、23区合意の上、行ったものでございます。21年度、粗大ごみの収集運搬委託によるサービス向上を実施し、これまで直営で行っていましたが、民間委託に切り替え、日曜収集を始めました。あわせて、収集方式の見直しにより、地域別に曜日を決めていたところを、申し込み順に変更し、今まで1週間お待ちいただいたところを最短で3日と大幅に短縮を行っております。区内の大規模開発の状況については表記のとおりです。続きまして、ごみ経費でございます。まず、ごみの収集運搬、区が担う部分について、20億508万円となっております。そして中間処理と埋立処分経費です。こちらは清掃一部事務組合で行っていますが、23区で分担金という形で負担しており、10億56万円、22年度の予算ベースでこのようになっております。リサイクル事業の経費は、4億1,856万円。合計で34億2,420万円となっております。最後にごみ量、資源量等でございます。ごみ量と資源量は、19年度から減少傾向で推移しており、1人当たりのごみ量、資源量についてもそれぞれ減少傾向で推移

してございます。ごみ量の削減率は、少しずつ上がっている状況です。

説明は以上でございます。

(会 長) 荒川区の清掃事業を取り巻く状況について、資料の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見があればお受けしたいと存じます。

(発言する者なし)

(7) 現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画について説明

(会 長) 次に、現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料5、一般廃棄物処理基本計画の位置付けについてです。この計画は、荒川区における清掃リサイクル施策の基本的事項を定めるもので、法的根拠は、廃棄物処理法の6条に策定が義務づけられております。本計画は、荒川区基本構想や荒川区基本計画といった上位計画のもとに定められているものであり、あわせて、東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画や、東京都の廃棄物処理計画などとも連携を図っていくものです。平成19年10月に荒川区一般廃棄物処理基本計画を、19年度から23年度の5年間計画で改定し、荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築を目指していくという計画になっております。

続きまして資料6、荒川区一般廃棄物処理基本計画の骨格を示しております。

続きまして資料7、現在進行中の計画の達成状況の点検評価です。最初にごみ量の目標値と実績についてです。19年度、20年度、21年度いずれも実績値が上回っている状況にあります。もう1点読み取れることとして、実績値に着目していただくと、平成19年度、6万4,166トンでございますが、20年度は6万1,937トンに、量で2,229トン、率で3.47%の減少を示しております。そして21年度は、6万613トンで、1,324トン、率にして2.14%の減少となっております。21年度の数値ですが、持ち込みごみも含まれており、現在集計中ですので推計値として、前年度と同じ数値を使用しております。続きまして区内の人口ですが、予測を上回る勢いで上昇し、平成21年度には20万人を突破してございます。19年度が19万5,727人、20年度は4,189人増加、率にして2.14%の増加で、19万9,916人。そして21年度には2,498人の増加、率にして1.25%の増加、20万2,414人という状況でございます。続きまして、2ページ目、区民1人当たりのごみ量です。持ち込みごみも含めてごみ量全体のベースで計算をしているものです。赤の部分を見ていただきますと、平成19年度は、1人当たり898グラム。20年度には849グラムで、49グラム減少し、率にして5.46%の減少、21年度は820グラムで、29グラムの減少、率として3.42%の減少となっております。最後の平成21年度は、目標ですと779グラム、現状は820グラムとなっております。3ページをご覧ください。こちらは家庭系ごみ量の目標値と実績値となっております。仮に区集ごみを家庭系ごみと仮定したものでございます。19年度、20年度、21年度と見比べますと、紫の部分は粗大ごみですが、可燃、不燃を合計した部分を見比べ

ていただきますと、目標値と実績値はほぼ変わらない状況になってございます。実績は全体で5万510トン、20年度は1,488トン減少し、率にして2.95%の減少でございます。21年度は4万7,698トン、1,324トンの減、率にして2.7%の減少でございます。続きまして、4ページでございます。可燃系の実績は、20年度にサーマルリサイクルの本格実施により、不燃ごみとして処理していた廃プラスチック類を可燃ごみとして処理するようになったことから、可燃ごみの実績が増加しております。平成19年度、3万7,722トンが平成20年度には6,864トンの増加、率にして18.2%の増加になり、4万4,586トンとなっております。しかし、21年度は319トン減少しており、率にして0.72%の減、4万4,267トンとなっております。続きまして不燃ごみ、こちらも20年度よりサーマルリサイクルの本格実施の中で、実績が減少するという状況です。19年度1万1,755トンが8,297トンの減少、率にして70.58%の減少で、3,458トンでございます。21年度は、さらに1,054トンの減少、率にして30.4%の減少で、2,404トンとなっております。続きまして、粗大ごみの実績ですが、ほぼ横ばいという形でございます。続きまして、5ページでございます。家庭系ごみ量を区内人口と365日で除した値、こちらが1人1日当たりのごみ量になります。こちらについて目標値と実績値を比べますと、若干の乖離が見られる程度という部分でございます。以上のとおり、家庭系ごみ量の実績は、あと一歩ながらも目標値には至っていない状況なので、ご家庭に向けた一層のごみ減量の普及啓発等の取り組みが不可欠になると思っております。続きまして、事業系のごみ量でございます。21年度は推計値ですので、黒い矢印で示しております。事業系ごみの19年度の実績と20年度の実績を比べますと、目標値と実績について乖離がありますが、減少傾向にあります。各年度とも目標値を超えている状況にございますので、事業者に対する排出指導など、一層のごみ減量に向けた働きかけが必要と考えております。続きまして7ページ、資源回収量の目標値と実績です。こちらもほぼ横ばいという状況です。こちらは例えば、新聞購読者数が減少傾向にあること、あるいは景気後退の中で新聞折り込みチラシが減る、そういうような状況がございます。このような状況の中で回収量が減少していると考えられます。続きまして、リサイクル率の推移です。リサイクル率は、全体として、上昇傾向ですが、目標値と乖離している部分がございますのでさらなるリサイクル率の向上を目指し、一層の取り組みが不可欠と考えてございます。

続きまして、資料8でございます。こちらは組成調査と申しまして、ごみの中にどれぐらいの資源が含まれているかをあらわしたものです。平成19年度の調査では、可燃ごみの中に資源が22%分別されていない状況ですが、21年度は11.5%ということで、19年度に比べて分別が進んできたということでございます。2ページをお開きください。こちらは不燃ごみについて調査したもので、資源が24.1%分別されていない状況ですが、21年度には11.9%と、こちらも減少しております。大きなところでは、ペットボトルが19年度には7.1%含まれていましたが、21年度には0.2%になり、集団回収でペットボトルの回収を始めた影響が大きいと思っております。

続きまして、一般廃棄物処理基本計画に関する事業進捗状況です。まだ計画の途中ですの

で、21年度までの状況の説明をさせていただきます。まず、基本方針1、環境意識の向上、こちらは施策1に区の率先行動があります。平成20年9月に新たな荒川区環境基本計画に基づく、荒川区役所の環境配慮率先行動プランを策定しております。施策2、継続的で体系的な普及啓発体制の整備については、さまざまな取り組みをしているところです。3Rの普及啓発として、区報環境清掃特集号を年4回発行、リサイクルの啓発リーフレットを各町会に回覧してPRをしております。平成21年2月にはあらかわエコセンターを開設し、生ごみ処理機の展示やリサイクル工房を実施しております。また、平成22年3月に尾竹橋施設に実施場所を移して家具のリサイクルを実施。分別の徹底については、環境清掃特集号により広く普及啓発を行っているほか、清掃事務所が中心となり、ふれあい指導により、きめ細やかな指導を行っております。続きまして、環境教育、環境学習の推進でございます。清掃事務所と清掃リサイクル課が連携をして、区立小学校の4年生、あるいは区立幼稚園の園児を対象とし、ごみの分別ゲームなどの環境学習を実施しております。また、夏休みには親子で清掃リサイクル関連施設のバス見学会を実施しております。また、集団回収後の資源が再商品になるまでの流れですとか、各町会の回収の様子などを掲載したリーフレット「Wa」というものを年4回発行して、各町会での回覧を実施しております。基本方針の2、3R推進事業の積極的な展開として、発生抑制に重点を置いた新たな取り組みとして、レジ袋削減への取り組み、区民、事業者等への働きかけを行っております。資料9につきまして以上でございます。

(会長) 資料5から資料9までの説明が終わりました。以上の説明について皆様方からご質問、ご意見があれば伺いたします。

(委員) サーマルリサイクルは多分、処分場の関係で実施されたと思うのですが、もしこのサーマルリサイクルを実施しなかったとしたら今、最終処分場は50年もつと言われておりますが、大体何十年ぐらい先で終わってしまったのか。なぜこんな聞き方をするかと言いますと、大切なことは、こうこうしなかったならば、こうこうなってしまうよと知らしめていくことが必要だと思います。もしおわかりになったらお聞かせ願いたいことが1つ。

もう1点、今の説明を学校教育の中でどのように子どもたちに教えているのか。特に資源のリサイクルは、ごみの減量化ばかりではなく、消費エネルギーの極めて大きな抑制につながっていくと思います。例えば、新しいアルミ缶を新しいものでつくったものを100としたならば、リサイクルによって97から98節減できると思います。そういうことを教育現場の中で教えることによって、家庭に持ち帰って、家庭の中でいろいろな話し合い、家庭での啓蒙につながっていくのだと思います。

時間の関係もありますので、この2点だけ教えてください。

(事務局) サーマルリサイクルを実施しなかった場合、30年と言われておりました。

2点目、学校教育につきましては現在、小学4年生を対象とし、区内の小学校に、清掃事

務所と清掃リサイクル課が連携して、出前講座という形でやっております。今のところ中心となるのはごみの分別について、こういったものは資源にしてくださいとか、そういった部分が中心となっている状況でございます。今後は、さらにその分別に加え、委員がおっしゃったように、資源にするとこれだけいいことがありますよと、そういった部分も取り入れ、説明させていただきたいと思います。将来を担う子ども達については、1つのキーワードとなると思いますので、積極的に普及啓発をさせていただきたいと思っております。

(委員) 今に関連して、サーマルが始まったのが、前回の大きな変化の1つだと思います。組成のところで、可燃ごみの組成の変化がありますが、この中に占める廃プラスチックはどんなふうに移しているのか。色々なものを見てみますと、廃プラスチックの量は増えているのではないかという気もしないではないのです。その関係の検証はあるかないか。なければ次回にでも出していただきたいというのが1点あります。

それから、他の区との関連ですが、今の説明以外の資料10に、多摩の市町村の市との比較などがありますが、23区でサーマルをしているところと、再利用のほうに廃プラスチックを回しているところと2つに全体勢力が分かれてしまうのですが、この辺の比較検証があれば、ごみ全体の関係でいうとどうなっているか。

もう1点、大型の焼却施設との関係で、ごみ量が減れば、当然、サーマルの全体のカロリーも減ってくるということで、ごみを集め続けなければいけないという問題。この辺の関係はどうなっているか。と言いますのは、燃やして埋める、そこからどう脱却していくかが将来的な問題としては一番大きな問題だと思いますので、その基礎的な、基本的なところで状況をお知らせ願えればと思います。

(会長) 今3点ご質問がありましたので、分かる範囲で、分からない点がございましたら、次回ご報告を願います。

(事務局) 廃プラスチックの推移、サーマルリサイクルを行っている中での変化と、やっている市とやっていない自治体の差、23区の中での状況につきまして、詳しいものが手元にございませんで、次回、述べさせていただきたいと思います。

(事務局) 把握はしておりますけれども、次回の方に整理をして今の3点につきましてお示しをさせていただきますと思います。

(会長) そのようにお願いいたします。そのほかございましょうか。

(委員) 住民の増加に伴い、私どもが近隣に見聞きする範囲内では、不法投棄のごみが大変増えています。そういったことも区は、把握ができていますか。

もう1点、そうした不法投棄に対する区の対応策についてお聞かせ願えればと思います。

(事務局) 不法投棄については、19年度全体で686個の不法投棄がございました。20年度については585個の不法投棄がございました。21年度については非常に多くなり、954個という状況になっております。この数字については、私どもが回収に行くごみの集積場に出された不法投棄ですので、これ以外に、例えば、道路上、公園については各所管になりますので、大変申しわけないですが、私のほうでは数値を把握しておりません。対策については、基本的には粗大のものが非常に多いものですから、粗大ごみ受付センターに出していただきということをシール等で周知した上で、2、3日、基本的には、1週間程度置かせていただき、最終的には清掃事務所のほうで回収に行つて処分をするという形になります。

あわせて、不法投棄があった集積所は、この集積所でこういう不法投棄がありましたという看板、近隣の周知ということでチラシ等を撒かせていただいて、粗大ごみ系についてはきちんとした処理で対応してくださいというビラ配りをしているのが現状でございます。

(会長) そのほかどなたかございますか。

(委員) 資料9の4ページ目の施策1の④外国人に対して、わかる範囲で結構なのですが、南千住八丁目の汐入地域で、かなり人口が増えています。現在、1つの町会で1万人ぐらいの人口を抱えるようになりました。その中で、外国人、特に中国の方が非常に多くなりました。ここで私が毎日自分なりに気になるのは、区のほうから時々来るチラシ、ごみの捨て方でも、中国語や韓国語による表記ありますが、十分理解できているのかどうかということがあります。実態が分からないから聞くのですが、一例を挙げますと、ペットボトルの捨て方も以前は、ふたとシールを分けて、3つに分けるとなっていたのが、今年になってふたとシールはとらなくてもいいよと。私たちできえバラバラな捨て方が1つの例としてあります。よく自治会の役員会でも清掃のときにでも、ごみの捨て方はこうじゃないと言っているのですが、往々にして、ごみの出し方と分別の仕方が非常に悪い部分があります。この辺をもう少し、今後、これは荒川区全体にもかかわってくる。その数は分かりませんが、一度外国人に対してごみの捨て方の啓発、印刷物の工夫、あるいは一度、注意してもらったほうがいいかなと思うのです。そのことがこれからさらに少しでも改善されればいいことだと思います。

(会長) 非常に難しい質問ですが、この場で答えられる範囲でどうぞ。

(事務局) 荒川区ではごみ資源の正しい出し方という冊子を日本語版でつくっており、これと全く同じ内容で中国語版、ハングル版、英語版という形で作ったものを、外国人の方にお渡ししています。確認する意味で何人かの外国人の方に読んでいただいたら、この日本語とほぼ同様の内容にはなっているというお話は聞いております。読んでいただければ理解できるのですが、中国や韓国の方にお伺いすると、もともと母国でごみの集積所みたいな形でごみを決められた日に捨てるということが、全部とは言いませんが、無いというようなことがあり、習慣の違いも若干あるかと思っております。それと、最近相談があったのですが、アラビア系の方

もお住まいで、アラビア語はできないのということを伝えられています。このほかフランス語版やドイツ語版という話になると、費用のことも含め、今後どうしていくのがいいのかと。ヨーロッパ系の方だからすべて英語というわけにもいきませんので、何らかの手は打たなければいけないとは考えてございます。

賃貸の住宅については、管理会社等を通して、外国版を張らせていただくというような形で対応をしておりますが、もともとの習慣の部分で、難しい部分はあるかなと考えてございます。苦情の件数としては、特にそういう方のことでだけではなく、日本の方でもいらっしゃいますが、増えています。

(会 長) 難しい課題ですので、この審議会で改めて議論をしたほうがいいと思います。そのほかございましょうか。

(委 員) 先ほどの埋め立てに関連して、30年という予測が50年に延びたという話がありましたが、その時にサーマルがなければという説明でしたが、本来は、包装用プラスチックリサイクルがなければということで、その中でマテリアルとケミカルとサーマルがあり、荒川区はサーマルを選んだというのが正しい言い方ではないかと思いますが、というのが1つです。

そういう意味で、学校教育にも懸念があり、今まで23区は分別でずっときたのに、プラスチックが可燃ごみになり、23区の中でも子どもたちが容器包装用プラスチックが可燃ごみなのか、不燃ごみなのか、学区ごとに違う教育を受けるという事態について、これはどうかと。荒川区でやる場合に、できたら、ちゃんと材料リサイクル、ケミカルリサイクルをして、それでもリサイクルできないものはサーマルとするのが筋だと思います。でも、予算の関係とか、リサイクル率が悪いということで、施策の展開としてはそうはできないということを含め、学校教育で教えていくのをどうやってやるのかという懸念を持っています。荒川区としては、どのように考えているのかを教えてくださいたいです。

あと、この間でごみは減っているけれども、目標値には届いていないということですが、どのあたりということで目標値を考えたのかを教えてくださいたい。

もう一つ、可燃ごみが圧倒的に増えたのであれば、CO₂がどの程度増えたのか教えてくださいたいと思います。

(会 長) 4点だと思いますが、当局で答えられる部分はお答えください。

(事務局) 最初のサーマルに関してですが、再利用、そしてリサイクルという形で、そこをまずはできる限り行っていく。続いてサーマルという順序になってございます。現在ではサーマルをやっておりますが、マテリアルリサイクルの状況、再商品化する部分が技術的にどうなのかも、状況をきちっと見定めながら対応をしていかなければいけないと考えております。

2点目、小学生への教育という話ですが、子どもということで、どの部分まで細かく言っていくかということがあろうと思います。分別をきちっとやっていただき、そういうものを

きちんと認識してもらおうというのが第一でございます。清掃リサイクル課の環境教育を担当する職員に、こういう部分はどのような形で教えているかを聞いてみました。実際はサーマルリサイクルで燃やしているが、この部分について再生利用、リサイクルという方式もできるということについては、口頭で説明をしているということでございます。

目標値の設定は、17年度から20%ごみを減少させるという設定です。これは、12年の段階で最初の計画が設定されていましたが、こちらも20%減という形で設定されております。人口が増えているという状況があり、それらを勘案して20%という形で設定をいたしました。

リサイクル率は、17年度当時のごみの組成がございまして、分別をきちっと行ったとき、27、28%から30%ぐらいだったと思いますが、こちらの部分を7割達成しようという中でリサイクル率を設定している状況でございます。

それから、CO₂の計算ですけれども、次回、研究させていただきたいと思います。

(会長) では、そのようにお願いいたします。そのほかどうぞ。

(副会長) 今いろいろとリサイクルに関するご質問があり、お答えいただきましたが、もう少しはつきり言っていたほうが分かりやすいかなと思います。

容器包装リサイクル法の中に、その他プラスチックというやり方があります。容器包装リサイクル法上のプラスチックのリサイクルを行う場合、事業者がきちんと資源化をするという約束になっておりますが、それに関しては、回収するのに費用がかかったりしますので、荒川区では現在、容器包装リサイクル法は採用していないと。

(委員) ペットボトルをやっていますよ。

(副会長) その他プラスチックは採用していない、単にごみとして処分するのではなく、サーマルで熱回収を行っているということですね。今容器法上のその他プラスチックに関して、マテリアルリサイクル業者と、ケミカルリサイクル業者のやり方で環境の負荷がどのぐらいかを検証し、マテリアル事業者が大変増えてきて、ケミカル事業者が、油化とか、コークス炉とか、きちんとした方法をとっている割に、プラスチックの入ってくる量が少なくなっているということで、もう少しきちんと評価してほしいというのろしを上げています。もう一つ課題になっているのは、容器包装プラスチックだけを対象にしていますが、世の中には製品プラスチックが沢山あり、それがもったいないと。容器包装だけではなく、製品プラスチックもあわせた制度設計が今後検討できないのかが、今かなり課題視され始めています。制度化にはちょっと時間がかかるかもしれませんが、次のリサイクル法の見直しではこれがかなり議論されるのではないかと、そのための基礎研究みたいなことが今進み始めています。港区がやっている方法がそういう意味では一番近いと言われてはいますが、コストを全部行政が払っているので、正式に制度設計をするときにはそれは難しいと言われてはいます。情報提供です。

もう1つ、これからはリサイクルの徹底が大変重要ですが、その前にリデュース、リユースのできるだけごみをださないとか、何度も使うとか、それをメーカー・販売店・消費者みんながやるべきことで、そこがとても大事だと思っています。そこで、その動きが明確に分かるために、ごみを減らして資源回収に出したけれども、暮らしの中で物を大切にしておくと資源の総量も減ったという数字がどのくらいか、ごみと資源を合わせた一般廃棄物総量の数値、全体を合わせたグラフを出していただくと、これから議論するときの大事な資料の1つになるのと思います。

(会 長) ありがとうございます。

(委 員) オランダは資源回収やいろいろな部分で、リサイクルが進んでいる国だとテレビで宣伝されていました。国内だけで見ているとなかなか比較ができないので、リサイクルや環境先進国の状況、先ほど委員がドイツに行ったという話も非常に興味深く聞いておりました。そういった、海外の事例について、教えていただきたいというのが1つご要望でございます。

ごみ量目標値で個人の目標値があるが、これは荒川区独自か、それとも23区共通なのか。

それと、個人の努力には限度があり、やはりメーカー責任をどうするかと考える。例えば、家電リサイクルについても個人ではもう限界がある部分が見えてきている。見えてくるのではないかと思うのです。そういった部分に区としての対応をどう考えているのか、教えていただければ今後の審議の参考にしたいと思います。

(会 長) ご質問が2点ございますが、どうでしょう。

(事務局) まず、1人1日当たりのごみ量ということですが、こちらでも23区それぞれが減量目標を立てているという状況でございます。

(委 員) それがいかなければ罰則とかがあるのですか。

(事務局) それは区の中で独自に定めているものでございますので…。

(委 員) さっき30年もつのが50年になったと聞きました。でも、目標が達成されなければ、50年もつのが減ってくるわけでしょう。だから、努力目標だけでいいのか？

(事務局) 現在の計画もそうですけれども、目標の数値としては、ごみの総量ですとか、リサイクル率という形でやっております。ただ、先ほど申しましたように、人口増ですとか、そういった諸条件の変化もございますので…。

(委 員) 人口増と個人1人は違うでしょう。

(事務局) その比較を見るために、個人1人当たりという数値を出して比較をしていますので、個人が必ずやらなければいけない目標ではございません。働きかけは行っている状況です。

もう1点ございましたメーカー責任という部分ですが、現状は、区長会を通じて国への要望として意見を上げている状況です。区長会や、全国市長会とか、そういった区がかかわっている組織として、国への要望を上げさせていただいている現状でございます。

(委員) 国への要望のメーカー責任が、環境先進国の取り組みと日本の違いがあるのではないかと思います。根本的に直さなければいけない部分があるのであればごみも減るだろうし、また逆にそこを倣わなければごみも減らないだろうという部分を区としてきちっと国なり、メーカーなりに申し述べていかなければいけないのではないかと。そのための諮問なのではないかと私は思いますので、ご検討をお願いします。

(会長) ありがとうございます。委員から委員のお話が出ましたので、このことに関して少し、お話しください。

(委員) 4月29日にドイツで紙のリサイクル団体の13回目の会合が開かれ、16カ国、602名参加の会議がありました。環境庁の人達の話では、ドイツのデュアルシステム・ドイチュラントという回収方法は間違っていた、資源の有効活用はやっぱり分別ありきだから、今年の10月ごろに法案を出したいと言っていました。ペットボトルとプラスチックと一緒にして回収したら使いものにならない。各個人に全部分けてくださいという教育を子どもだけではなく、大人もそういうことをやっていかなければいけないというのがドイツの環境庁の人の考え方です。

日本で行われている、サーマルは、東京都の清掃の燃やす形をつくり過ぎてしまったという面もある。先ほど炉の問題などがあって、交代で焼却場をつくらなければならないし、ローテーションもあるでしょう。それを公表、こういうふうに区としてやりますというような形を、関連の地域の人と連携をとっていく。分別をすることが基本で、紙の場合はそれにより、中国から物すごく分別をされた、しっかりした品物ができているということで、資源として買われる。これはもう完全に使われたものと、今メタルだとか、希少金属なども取り出すということで、限られている資源で、いいものを、今度、新しい生産物ができます。これはバランスで、いかに循環型社会をつくるかということは、バランスを保つ。余りにも、リサイクルをする、集め過ぎというような形。だから、リユースだとか、リデュースという問題も考えながらやっていく。経済活動の中でバランスが崩れるから金融情勢も悪くなる。絶えず全体に、ごみというのは1回使われたものですから、バランスをしっかり考えるということをお答申することが大事なのではないか。その中でしっかりした仕分けをすると。そういう会議になりました。

(会長) ありがとうございます。そのほかございましょうか。

(委員) 1つ。さっき子どもの教育の問題でリサイクルとサーマルの話が出ましたね。しかし、環境省が2005年に出した基本計画は、発生抑制と、そして再利用という、これが第一だと。サーマルというのは、ある意味では非常手段ですよ。そこはきちっと教えていかないと、現状が発端するのではない。もともと発生抑制のところがきちっと伝わっていないとだめかなと、さっきその話が出なかったのではどうなのかなと思ったので、ちょっと意見として。

(会長) ありがとうございます。時間が残りございませんので、その他に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) その他ですけれども、最後の資料10、資料11です。こちらは荒川区とその他の自治体の比較です。資源回収品目、どういったようなものが荒川区と比べて違うかを見ますと、プラスチック、あるいは布類が目立つところです。そのほかにも細かい部分でいろいろとございますけれども、そういったようなところが見受けられる状況でございます。

(事務局) 今回の資料10、11につきましては、前回の審議会のときにお求めがございました資料でございますので、提出させていただいております。

(会長) ありがとうございます。続きまして、今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 次回の審議会の時期につきましては、9月を予定しております。議題は課題の検討を予定しておりますが、詳細につきましては会長とご相談をさせていただき、後日、事務局から通知をさせていただきたいと存じます。

また、前回の審議会の会議録要旨でございますけれども、こちらを資料の最後から2番目につけさせていただいております。議事録につきましては事前にお目通しをいただいているところではございますが、この内容でホームページに載せさせていただきたく存じますが、いかがでございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

承知いたしました。よろしく願いをいたしたいと思います。以上でございます。

(会長) 以上で予定された議題についてすべて終わりましたが、どうも当局の説明の時間が少し多過ぎたきらいがございまして、委員の方のご発言の時間が少し少なかったような気がしてなりません。次回から少し改めて運営したいと思いますので、ご寛容のほど、お願い申し上げます。それでは、本日はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

閉 会